

令和7年度 グループホーム「茶楽」 地域連携推進会議 議事録

1. 開催日時 令和8年2月19日(木) 午後14時00分～午後15時00分
2. 開催場所 グループホーム「茶楽」
3. 出席者

利用者	1名	GH「茶楽」入居者
利用者ご家族	1名	GH「茶楽」入居者ご家族
地域の関係者 福祉に知見のある人 経営に知見のある人	1名	(一社)ぴあねっと 理事長
事業所職員	3名	GH「茶楽」管理者 GH「茶楽」サービス管理責任者 法人常務理事

4. 議 題

- (1) 地域連携推進会議について
- (2) グループホームの紹介（見学含む）
- (3) 地域との連携・交流
- (4) サービスの透明性・質の確保
- (5) 利用者の権利擁護について

5. 議事の経過

(1) 地域連携推進会議について

GH管理者より、会議の趣旨、構成員の役割等について説明する（別紙資料）。

(2) グループホームの紹介

GH管理者より、法人理念、基本理念、法人重点方針、グループホーム重点目標、グループホーム事業計画・内容等について説明する（別紙資料）。

(3) 地域との連携・交流

GH管理者より、地域との交流内容等について説明する（別紙資料）。

(4) サービスの透明性・質の確保

GH管理者より、入居者の生活や普段の様子、経営状況、職員体制、BCPの策定・運用状況について説明する（別紙資料）。

(5) 利用者の権利擁護について

GH管理者より、虐待防止研修の実施状況、倫理委員会・安全衛生委員会の開催状況等について説明する（別紙資料）。

6. 意見交換・質疑応答

管理者	グループホームの体験について、最初はどう思ったか。
利用者ご家族	こじんまりしていて、良かったと思う。他の利用者との関係もあったし、本人が茶楽を気に入った。
常務理事	災害時、ヘルメットを着けてなくて、部屋に取りに行ってしまうこと

ぴあねっと理事長 管理者	もあるので心配である。 臨機応変な対応をお伝えしていくことも大事である。
利用者 利用者ご家族	今後、フリーのヘルメット等おいてもよいと思う。 土日が帰省しない時はショッピングに行きたい
サビ管	帰省しない時は、GHで何しているのかな？ いつも同じように過ごしている。入る世話人によって動きが違うかもしれない。家でも掃除機をかけるので、掃除機の中のゴミを捨ててもらおうと思うと部屋に戻ってしまう。
利用者ご家族	帰省の時には食事をしっかり食べている。自宅では納豆のねぎを細かく切ってくれる。

資料

(1) 地域連携推進会議について

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- ①利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ②会議開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

* 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度からは義務化。

(2) グループホーム茶楽の紹介

平成20年5月開設 定員4名

【法人理念（スローガン）】

人と人がめぐり会い、愛と愛とが出逢うところ
～共に楽しみ、共に生きる～

【基本理念】

- ひとり一人の存在が大切にされるところ
- みんなの個性が発揮できるところ
- 安心と安全を提供できるところ

【法人重点方針】

- 小さな権利侵害を気づける法人をめざす
- 障害者差別解消法及び虐待防止法、障害者総合支援法等を理解し業務対応に努める
- 法人研修や専門研修に出席し、職員の支援の質を高めると共に、家族や関係機関との連携を深める
- 感染症等の有事の際はスピーディーな連携を図る
- 業務継続と復旧計画（BCP）整備を具体的に進める

【グループホーム重点目標】

もっとコミュニケーションを取ろう！

【グループホーム事業計画・内容】

グループホームごと、スタッフ会議、他事業所との連携

- ①運営管理：管理者・サービス管理責任者・生活支援員が集まり、現状把握及び利用者支援の方向性を検討する。
- ②グループホームごとの世話人連絡会：各ホームの世話人・サービス管理責任者・生活支援員・管理者が毎月集まり、各利用者のモニタリングを行う。また、各会議（研修会・支援会議・医務連絡会）の報告及び情報共有を行う。
- ③居宅介護事業所との調整連絡・連携：毎月、身体介護の調整、利用者余暇支援の調整

を行う。

- ④支援会議への参加：各利用者の支援会議へ出席する。
- ⑤医務連絡会（偶数月）への参加：サービス管理責任者、必要に応じて生活支援員が参加する。
- ⑥各種研修会等への参加：世話人・サービス管理責任者・管理者が研修へ参加し、情報収集を行う（法人内・法人外）。
- ⑦避難訓練：利用者・世話人・生活支援員・サービス管理責任者・管理者が参加し、年に2回行う。
- ⑧自己チェックの実施：世話人・生活支援員・サービス管理責任者・管理者が年2回（9月・3月）に日々の支援の振り返りを行う。

（3）地域との連携・交流

- ・障がいの理解について（茶楽を利用されている方の障がい状況）
知的障害（自閉症・ダウン症）

（4）サービス利用の透明性・質の確保

- ・利用されている方の生活や普段の様子について
療育手帳：A 1（2名） B 1（1名） B 2（1名）
障害支援区分：区分3（1名） 区分4（1名） 区分5（2名）
年齢：40代後半（1名） 50代前半（2名） 50代後半（1名）
日中の過ごし方：あいらいふ南原（生活介護）へ通所（3名）
就労継続支援A型事業所へ通所（1名）
休日の過ごし方：自室等でゆっくり過ごす・外出・実家への帰省等
- ・経営状況、職員体制、BCP（業務継続計画）の策定・運用状況について
職員体制：管理者（1名） サービス管理責任者（1名）
正規職員（5名*管理者・サビ管含む） パート職員（4名）
登録職員（7名） 計16名（内2名は兼務）
*茶楽勤務のみの職員（4名）
BCP（業務継続計画）の策定・運用状況について：研修及び訓練を実施
避難訓練・感染症の研修及び訓練・災害時研修等

（5）利用者の権利擁護について

- ・虐待防止研修の実施状況：2回実施 法人職員全体研修及び長野県研修等
- ・倫理委員会・安全衛生委員会及び幹部会：月1回実施
倫理委員会の内容：虐待防止、身体拘束に係る事項
安全衛生委員会の内容：事故報告（ヒヤリハット）、感染症対策・対応に関する事項
幹部会に内容：検討事項、確認事項、各事業所からの報告事項 その他